

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和2年7月 22 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受) 第 1900138 号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚) 第 2000024 号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和49年6月1日から同年3月1日に訂正し、同年3月から同年5月までの標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

昭和49年3月1日から同年6月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和49年3月1日から同年6月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和25年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和49年3月1日から同年6月1日まで

私の手元にあるA社の給与支給明細書によると、私は、昭和49年3月には同社に勤務していたことが確認できるが、厚生年金保険の記録では、同社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日が同年6月1日となっている。

給与支給明細書を提出するので、昭和49年3月1日を資格取得日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出されたA社に係る給与支給明細書は、いずれも支給項目の途中から欠損しており、支給項目の一部及び社会保険料等の控除項目については確認することができないが、当該明細書並びに事業主及び従業員の回答及び陳述から、請求者が請求期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社において、請求期間に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる従業員に照会したところ、複数の者が、同社では試用期間は特になく、社会保険には入社時から加入させてもらったと思う旨陳述している上、回答者のうち、請求期間当時に入社し、請求者と同じ業務に従事していたとする複数の者について、それぞれが記憶する入社時期に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることがオンライン記録により確認できることを踏まえると、請求期間当

時、同社においては、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いであったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、昭和 49 年 6 月の厚生年金保険の記録から、15 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和 49 年 3 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては資料がないため不明と回答しているところ、当該期間について、請求者に係る厚生年金保険の記録における資格取得年月日が厚生年金基金及び雇用保険の記録における資格取得年月日である昭和 49 年 6 月 1 日となっており、社会保険事務所、厚生年金基金及び公共職業安定所のそれぞれが誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同日を資格取得年月日として健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の昭和 49 年 3 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。